

消費者庁作成若年者向け消費者教育教材

令和元年度

「社会への扉」 を活用した授業実践報告



令和2年3月

消費者庁（消費者行政新未来創造オフィス）



徳島県 徳島県教育委員会

はじめに

平成30年6月に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることとなり、18歳、19歳の若者が、一人で多様な契約ができるようになることから、若年層における消費者トラブルの増加が懸念されています。

このため、学校における消費者教育においては、成年年齢引下げを見据え、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」の育成や環境整備が喫緊の課題となっています。

消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」は、成年年齢引下げを踏まえ、高校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育むことを目的としています。

平成30年2月には、文部科学省・金融庁・法務省・消費者庁の4省庁が連携し、平成30年度から令和2年度までの3年間で、全ての都道府県の全高校で、「社会への扉」を活用した授業を実施する「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が決定されました。

徳島県では、平成29年度から、「社会への扉」を活用した授業を県内全ての高校・特別支援学校・高等専門学校で継続して実施しています。

本冊子は、令和元年度、徳島県において実施された授業のうち、2つの授業を実践事例としてまとめています。

是非、御一読いただき、今後の活用に向けて、参考としていただきたいと思います。

最後になりましたが、御協力を頂きました、徳島県立鳴門高等学校を始めとする関係者の皆様方に、深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

消費者庁（消費者行政新未来創造オフィス）
徳島県 徳島県教育委員会

「社会への扉」を活用した授業実践

家庭科(家庭基礎)

単元名「消費生活・環境」

契約で成り立つ消費生活



指導者： 教諭 谷藤 順子

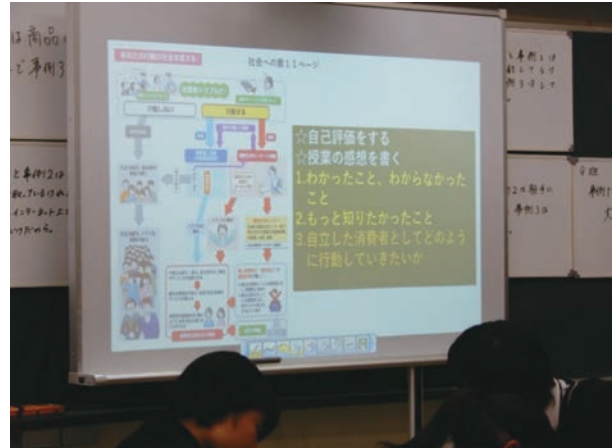
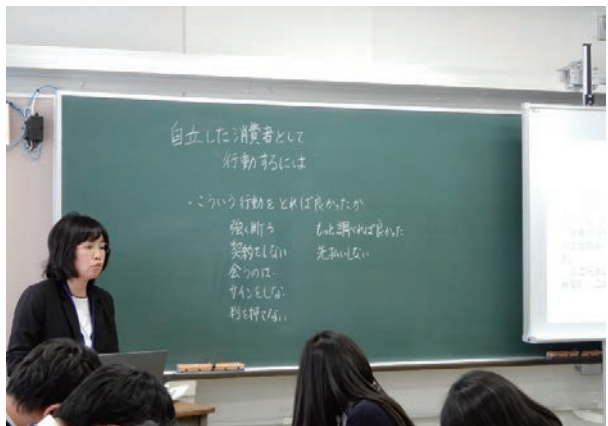
実施日時： 令和元年11月21日(木)
第6時限


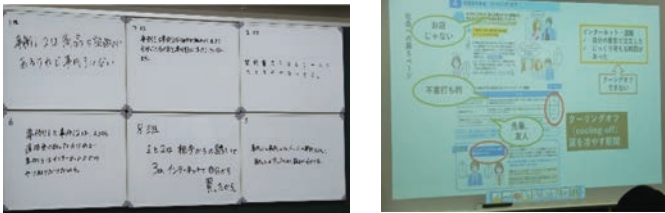

学 級： 1年生 107HR
(39名)

授業のねらい

- ・ 契約に伴う問題発生の原因について考えることができる。
- ・ 消費者を救済する制度や法律について理解する。

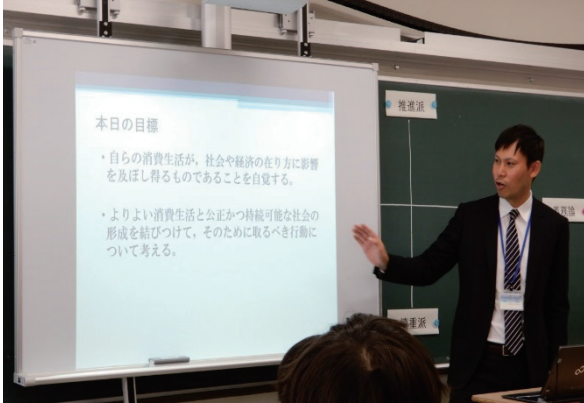
授業の様子



学習活動	指導のポイント
○本時の目標を確認する。	本時の目標を確認させる。
<p>「自立した消費者」としてどのように行動すればいいのだろう</p>	
○クイズ「店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？」の答えとその理由を考える。	クイズにより、契約の重要性を理解させる。
	<p>「社会への扉」P 1 活用</p>
○契約に関する消費者トラブルの事例を読んで、どこに注意すればトラブルに遭わなかったのか、どういう行動をとれば良かったのかについて、グループで考え、発表する。	3つの消費者トラブルの事例を10グループに振り分け、問題発生の原因について考えさせる。
	<p>※具体的評価規準 契約に伴う問題発生の原因について考えることができる。(思考・判断・表現)</p>
○3つの事例の販売方法について理解し、事例ごとに、クーリング・オフができる場合とできない場合の理由をグループで考え、発表する。	各グループの発表内容について補足説明や助言等を行う。
○クーリング・オフや未成年者取消し、消費者契約法による契約の取消しができる条件や背景を理解する。	クーリング・オフができる条件や未成年者取消し、消費者契約法について理解させる。
	<p>「社会への扉」P 4、5 活用</p> <p>※具体的評価規準 消費者を救済する制度や法律について理解している。(知識・理解)</p>
○消費者ホットライン188番について知る。	消費者トラブルについて相談できる消費者ホットラインについて理解させる。
	<p>「社会への扉」P 10 活用</p>
○消費者市民社会の実現に向けて、消費者としてどのように行動していきたいか考える。	消費者としてどのように行動していくことが消費者市民社会の実現につながるかを考えさせ、まとめとする。
	<p>「社会への扉」P 11 活用</p>

単元名「社会生活と法～消費者市民社会をめざして～」

消費者市民社会の実現に向けて



指導者： 教諭 山本 義裕

実施日時： 令和元年 11 月 21 日(木)
第 7 時限





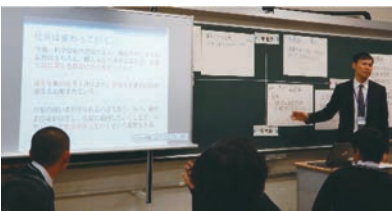
学 級： 1 年生 101HR
(40 名)

授業のねらい

- ・自らの選択が社会や経済の在り方に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、自らの消費生活と公正かつ持続可能な社会の形成とを結び付けて思考・判断し、積極的に参画する態度を養う。

授業の様子



学習活動	指導のポイント
<p>○前回の学習内容を振り返り、本時の目標を確認する。</p>	<p>契約の成立や消費者の権利について振り返らせ、本時の学習内容について確認させる。</p>
<p>自身の取るべき消費行動がどのようなことにつながるか考えよう</p>	
<p>○車の購入に関して、情報の非対称性がもたらす問題について考える。</p> <p>どちらを買う？ A車：100万円 B車：走行距離10万km、後ろに少しキズ有り、100万円</p>	<p>事例から購入及び購入後のトラブルに直面したときに、自身の取るべき行動について考させる。</p>
<p>○不当な契約や、消費者問題に関する相談機関について確認する。</p> 	<p>消費者問題に関する相談機関である消費生活センターの概要や消費者ホットライン188、地元の消費生活センターについて確認させる。 「社会への扉」P10活用</p>
<p>○ゲノム編集食品について、その販売を解禁すべきかどうか、見方・考え方（功利主義・義務論）を使い、グループで議論し、発表する。</p>  	<p>ゲノム編集食品について理解させ、解禁すべきか否か推進派と慎重派に分けて、その理由を考させる。また、表示義務について理解させ、意見のゆさぶりをかける。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">考えるヒントを提示 ◆ゲノム編集食品に関する情報</p>
<p>○消費者市民社会の実現に向けて、相談・行動することの意味について、「社会への扉」を活用し、グループで考え、発表する。</p>  	<p>ゲノム編集食品の現状を説明し、消費者市民社会実現の過程をグループで考え、発表させる。 「社会への扉」P11活用</p> <p style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">※具体的評価規準 自身の取るべき消費行動が、どのようなことにつながるか表現できている。 (思考・判断・表現)</p>
<p>○消費者市民社会の実現の過程を確認し、学習を振り返る。</p>	<p>消費者市民社会の実現に向けてどのように行動すべきかを確認し、まとめとする。</p>

生徒の感想



- トラブルが起こったときは相談することが大事である。
- 成年年齢引下げや消費生活トラブルについて、知ることができた。インターネットも有効活用して正しい消費行動をしていきたい。
- 消費者が守られ、自立しながらより良い社会を作っていくことが大切であると思った。

研究協議



授業参観者には、「生徒の学ぶ姿」に着目して参観していただき、研究協議では「生徒の学び」の良かった点及びそれを生じさせた教員の工夫、「社会への扉」活用との関連について、協議が行われました。

【参加者からの意見】

- ◆「社会への扉」が効果的に提示され、使われていた。
- ◆身近な事例や問題を取り上げていて、生徒の話合いがスムーズに進んでいた。
- ◆生徒への発問が工夫されていて、生徒が自分事として考えることができていた。
- ◆グループでの議論が活発にされていた。
- ◆生徒の意見をフィードバックしながら、効果的にまとめていた。
- ◆電子黒板を効果的に活用し、生徒の思考を深めていた。 など

